

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 13 日

各

(	都道府県	)	福祉担当部局
	指定都市		
	中核市		

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局高齢者支援課

有料老人ホーム等における新型コロナウイルス感染症対策の再徹底について

有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅及び認知症対応型共同生活介護事業所（以下、「有料老人ホーム等」という。）における新型コロナウイルス感染防止に向けた取組については、別添のとおり、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（令和2年4月7日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）」のうち、「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービス）における感染防止に向けた対応について」においてお示ししているところであるが、有料老人ホーム等における新型コロナウイルス感染症の感染者が発生していることから、医師や看護職員の配置が必須となっていない有料老人ホーム等の感染拡大防止を図るため、管内の有料老人ホーム等に対して再度徹底を図られたい。また、その際、特に下記の点にも留意されたい。

記

有料老人ホーム等において、感染の疑いについてより早期に把握することが、感染拡大を防止する観点から重要であることから、日頃から利用者の健康状態や変化の有無等の把握（例えば、毎日の検温の実施、食事等の際における体調の確認、利用している介護保険サービス事業所との情報共有等）を行うこと。

また、利用者について、一人でも新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が出た場合は、速やかに保健所に報告すること。

以上